

障害者自立支援法のPR・広報体制について

平成17年12月

国としては、下記のとおり取り組んでいるところであり、実施主体である地方自治体においても、障害者、事業者等に対して、きめ細かく、計画的な制度周知に取り組んでいただきたい。

(1) 国民への広報

○ 厚生労働省HPを活用したPR

- 12月中旬からページを刷新して各種情報を掲載中。
- 今後、各自治体から提供いただいた資料(12/5 付で依頼)及び前回(11/11)の全国課長会議冒頭の局長挨拶(動画)について、掲載予定。

○ 新制度PRパンフレットの作成

- 年内に完成。(全国社会福祉協議会との協同制作)
- ホームページにPDF形式で掲載し自由にダウンロード。視覚障害者への対応として、テキストファイルを同時掲載。

○ 医療福祉チャンネルでの放映

- 本日の全国課長会議の様子を放映
- 「ニュースボックス～厚生労働省に聞く～」で障害者自立支援法について放送。(1月17日放送予定。)

(2) 地方自治体への広報

○ 「障害者自立支援サミット」の開催 (1月)

- 地方自治体の首長を対象に、全国8つの地方厚生局単位で障害者自立支援法に関する「サミット」を開催。

○ 「全国対話キャラバン」の実施 (12月～3月)

- 都道府県の要請に応じて、対応中。

○ 各自治体への定期的な情報提供

- 「障害保健福祉情報」として、各種情報を送付しているところ。